平成２８年（フ）第１４号
宮崎県都城市高城町有水字西原2893番地８、住民票上の住所宮崎県都城市高城町有水2887番地
債務者　池田　進二
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３６２号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目32番51号（第２池田コーポ302号）
債務者　森田　領司
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目36―３　ロイヤルマンション宇宿509、住民票上の住所鹿児島県いちき串木野市西塩田町55番地
債務者　篠原かよ子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
鹿児島県日置市日吉町吉利7051番地（扇尾団地３号）
債務者　下田平章二
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８号
北海道余市郡余市町大川町12丁目25番地、前住所北海道小樽市桜２丁目36番18号　久保田方
債務者　石山　勇紀
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１号
山形県最上郡戸沢村大字津谷2217番地　村営住宅戸沢団地11号棟
債務者　渡部　春美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第２号
山形県最上郡金山町大字有屋976番地
債務者　柴田めぐみ
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１５号
岐阜県可児市川合2791番地24　市営東野住宅Ｍ―１
債務者　石原　茂美
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２２９号
（住民票上の住所）大阪市旭区高殿１丁目11番13号　ビスタ旭高殿　102号室
債務者　江﨑　光代（旧姓村野・和田）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県明石市二見町西二見267番地　市住１棟401号
債務者　戎　　靖代
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
兵庫県明石市松が丘４丁目３番７―104号
債務者　山本加寿雄
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
神戸市西区玉津町新方154番地の１　市住９―501号
債務者　田中　恭子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
兵庫県明石市松江178番地　第２赤石ハウス201号、前住所兵庫県明石市松江175番地の１ウエストビレッジ102号
債務者　久保　妙子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県明石市松江81番地の５
債務者　人見　秀一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地２　市営住宅　２―２―４―40
債務者　佐保　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５３号
金沢市光が丘３丁目４番地　市営住宅81棟202号
債務者　新谷　早苗
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
金沢地方裁判所民事部